

---

# 令和5年度税制改正 のポイント解説

4月最終版

シェア税理士法人



# 令和5年度税制改正の概要

令和5年度税制改正は、令和5年3月28日に国会で法律案が成立し、例年どおり**4月1日**から施行された。主な改正項目は次のとおり。

所得税	NISAの抜本的拡充・恒久化
	スタートアップ再投資の非課税措置の創設
	超高所得者層への税負担の適正化
資産税	生前贈与加算の加算期間の延長
	相続時精算課税の少額非課税措置等の導入
	教育資金一括贈与非課税制度等の延長
	医業継続に係る納税猶予等の特例の延長
	長寿命化マンションの固定資産税特例の創設
先端設備導入による固定資産税特例の創設	
法人税	中小企業の法人税の軽減税率の特例の延長
	中小企業経営強化税制・投資促進税制の見直し
	研究開発税制の見直し
	地域未来投資促進税制の見直し
	特定事業用資産の買換え特例の見直し
学校法人設立準備法人への寄附の全額損金算入	
消費税	インボイス制度導入円滑化のための措置

納税環境整備	電子帳簿等保存制度の見直し
	源泉徴収票の提出方法・電子交付手続の見直し
	個人事業者等の各種届出書の簡素化
	高額な無申告等への無申告加算税の加重措置

(参考)改正が見送られたもの(▲は先送り)

所得税	▲ 所得税に対する付加税と復興特別所得税の見直し <sup>[防衛財源]</sup>
	× 退職所得課税の強化(退職所得控除の見直し)
	× 金融所得課税の一体化(デリバティブ取引)
資産税	× 生命保険料控除制度の拡充
	× 上場株式等の相続税に係る見直し
法人税	× 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
	▲ 法人税に対する付加税 <sup>[防衛財源]</sup>
事業税	× 従業員向け金融教育減税
事業税	× 外形標準課税の対象基準(資本金基準)等の見直し

# NISAの抜本的拡充・恒久化①

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充・恒久化が行われる。

【適用時期】令和6年以後

<改正前> ⇒ 令和5年まで投資可能(令和6年以後は非課税保有期間内で保有のみ可能)

	つみたてNISA(18歳以上)	一般NISA(18歳以上)	ジュニアNISA(18歳未満)
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間
年間投資枠	40万円	併用× 120万円	80万円
投資対象	積立・分散に適した投資信託	上場株・投資信託等	

<改正前>  
ジュニアNISAは5年間の非課税保有期間終了後も「一定の手続き」で18歳まで非課税で保有可能

<改正後>  
手続き不要で非課税に

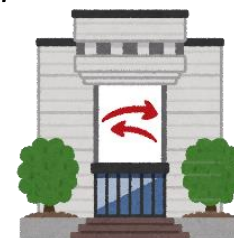
<改正後> ⇒ 令和6年より恒久化

	新しいNISA(18歳以上)	
	①つみたて投資枠	②成長投資枠
非課税保有期間	無期限化	
年間投資枠	120万円	最大360万円 240万円
生涯非課税限度	1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円まで)	
投資対象	積立・分散に適した投資信託	一定の上場株・投資信託等

《実務上のポイント》  
 ・18歳未満は、新しいNISAの対象外  
 ・生涯非課税限度額は売却すれば枠の再利用が翌年可能(改正前:不可)

投資余力が大きい高所得者層に対する際限ない優遇とならないよう、一生にわたる非課税限度を設定

整理・監理銘柄、高レバレッジ型・信託期間20年未満・毎月分配型の投資信託等を除外

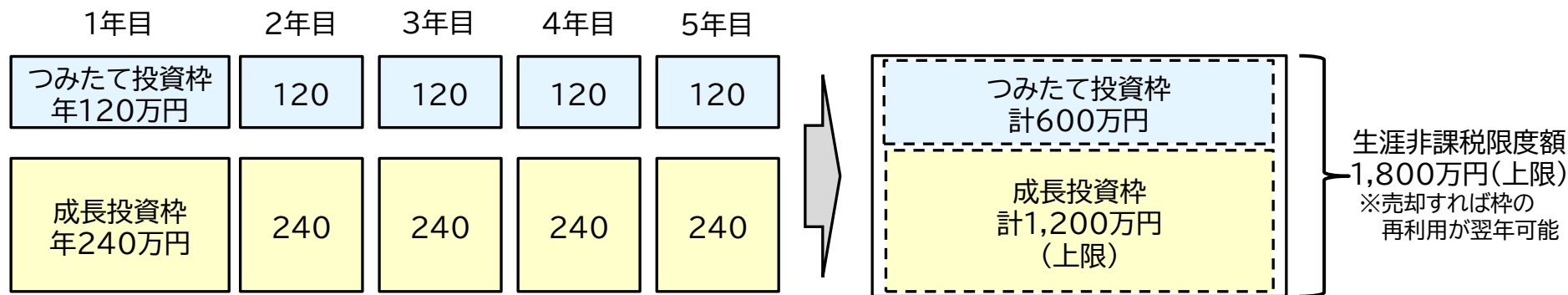


# NISAの抜本的拡充・恒久化②

## <新しいNISAの投資パターン>

利用する枠の種類	生涯非課税限度額	投資額の例	限度額に達する年数
つみたて投資枠のみ	上限1,800万円	年120万円	15年間
		年60万円	30年間
		年40万円	45年間
成長投資枠のみ	成長投資枠の上限1,200万円	年240万円	5年間
		年120万円	10年間
2つの枠の併用	上限1,800万円 (うち成長投資枠の上限1,200万円)	つみたて投資枠で年120万円 +成長投資枠で年240万円	5年間

## <併用パターン(例:年360万円投資)>

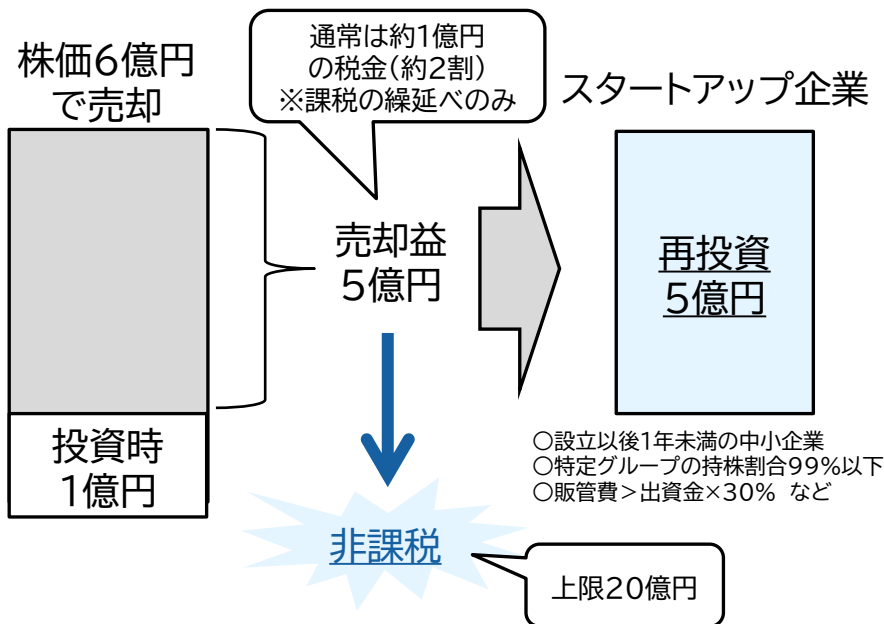


# スタートアップ再投資の非課税措置の創設

スタートアップの成長を促すため、保有株式の売却益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家が創業初期(プレシード・シード期)のスタートアップに再投資した場合、投資分につき**株式売却益を非課税(上限20億円)**とする制度が創設される。あわせて他の制度も拡充される。

【適用時期】令和5年4月1日以後の再投資

## <非課税措置のイメージ>



## <スタートアップ支援(税制面)>

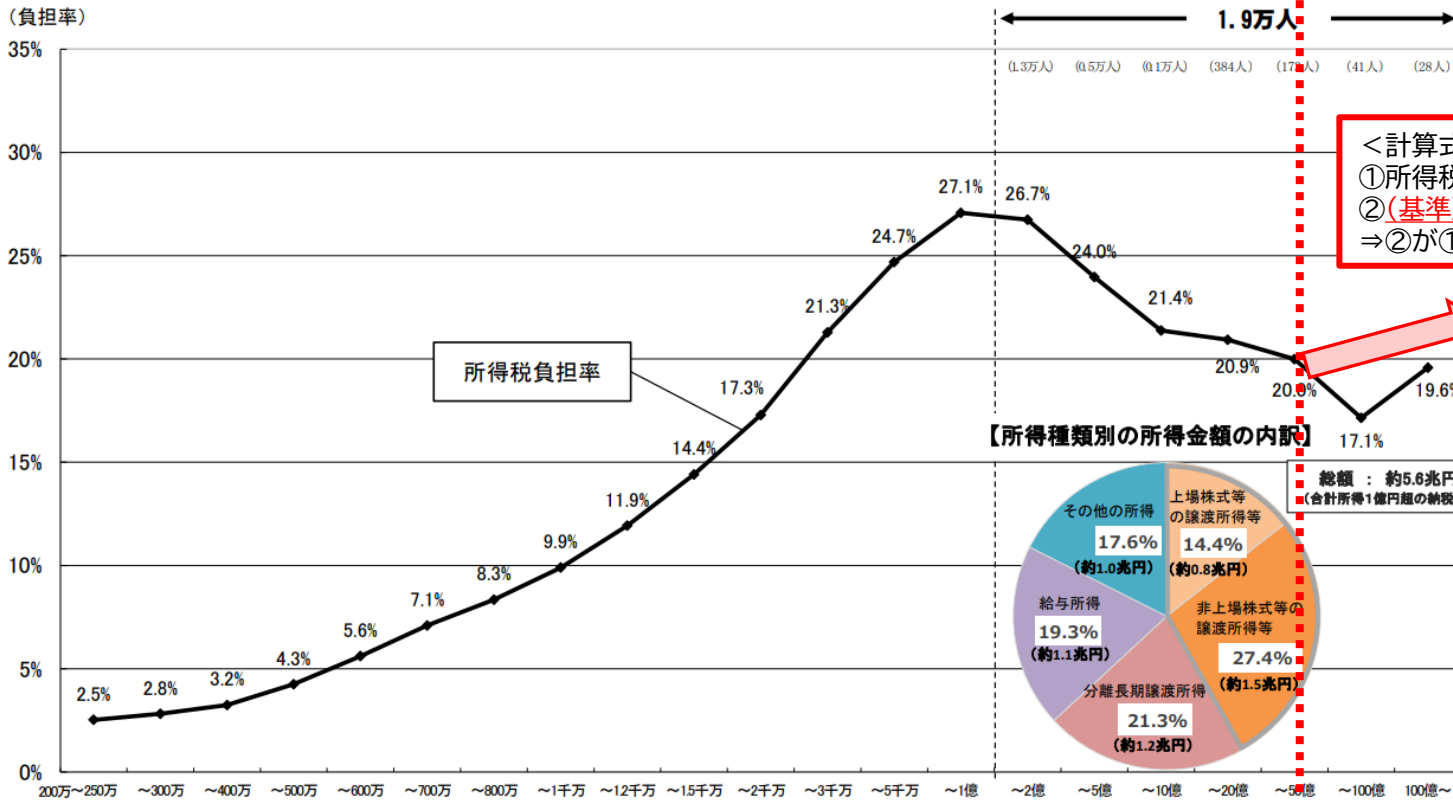
各段階	税制上のインセンティブ
創 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆スタートアップ再投資の非課税措置の創設(本制度)</li> <li>☆エンジェル税制の要件緩和</li> </ul>
事 業 展 開	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ストックオプション税制 ⇒事業化に時間がかかる研究開発型スタートアップ企業等の権利行使期間の上限を<b>15年</b>(改正前:10年)に延長し、従業員の動機づけ(インセンティブ)に</li> <li>☆暗号資産の評価方法(法人税) ⇒ブロックチェーン技術を活用した起業を支援するため、自己発行・自己保有の暗号資産は期末時の時価評価の<b>課税対象外</b>に</li> </ul>
出 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆オープンイノベーション促進税制(法人税) 株式(改正前:新規発行株)の取得価額の25%を所得控除 ⇒<b>M&amp;A(既存株式の取得)</b>も利用可能に ※総議決権の50%超を取得 ※取得価額要件:5億円以上 ※5年以内に成長要件(売上高1.7倍かつ33億円以上等)を満たせば減税メリットが継続</li> </ul>

所得税  
増税

# 超高所得者層への税負担の適正化

税負担の公平性の確保の観点から、極めて高い水準にある所得に対する**最低限の負担措置**が導入される。  
【適用時期】令和7年分の所得税から

< 申告納税者の所得税負担率(令和2年分) >



所得30億円前後

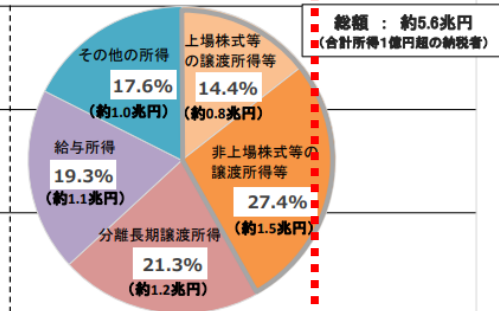
1.9万人  
(1.3万人) (0.5万人) (0.1万人) (384人) (17人) (41人) (28人)

配当金・上場株の売却益の申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額

<計算式>  
①所得税額  
②(基準所得金額-特別控除額3.3億円)×22.5%  
⇒②が①を上回る場合の差額を申告納税

・所得30億円前後から負担増加  
・所得50億円前後で2~3%負担増の見込み  
・追加負担は所得が増えるほど増える仕組み

【所得種類別の所得金額の内訳】



《実務上のポイント》  
・NISAやスタートアップ再投資で非課税の部分は、基準所得金額に含まない。  
・政策的な観点から設けられている特別控除を控除した後の所得金額

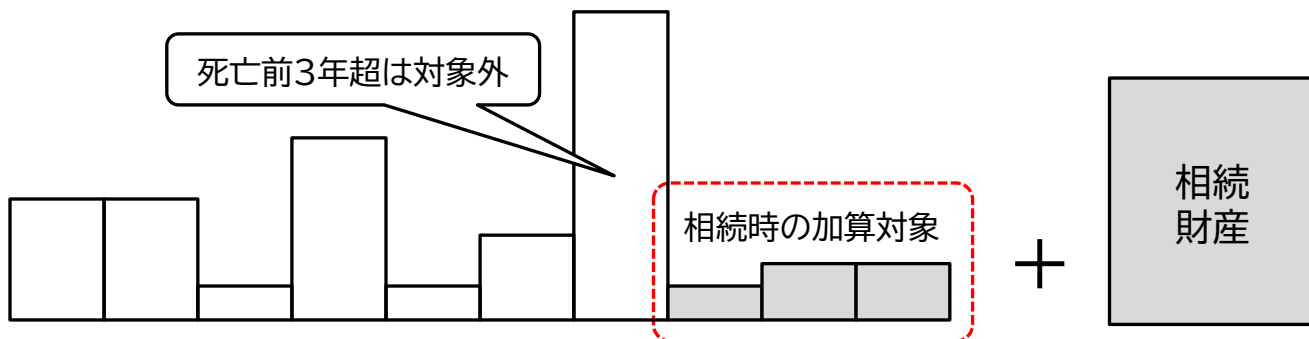
【出典】政府税制調査会「第19回税制調査会資料(令和4年10月18日)」

(合計所得金額:円)

# 生前贈与加算の加算期間の延長①

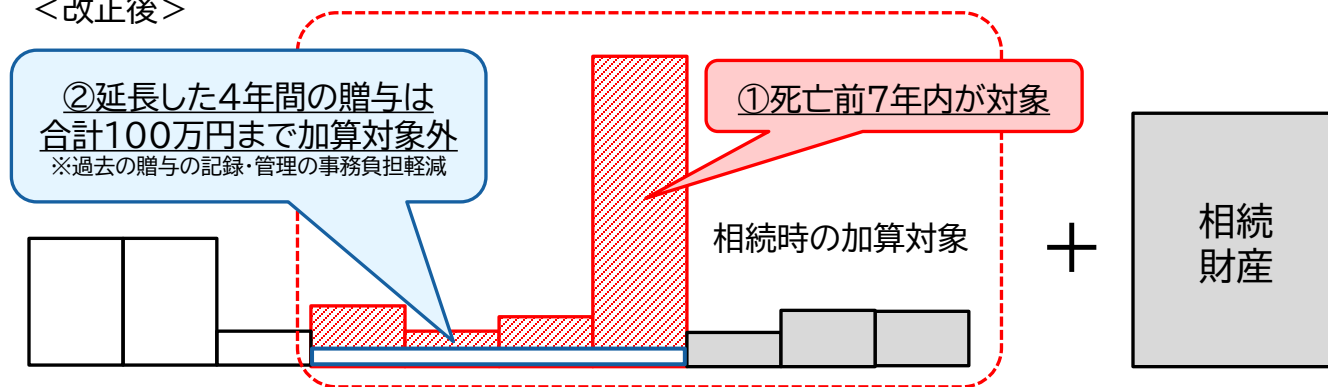
- ①暦年課税の生前贈与加算について、相続開始前の加算期間が3年から**7年**に延長される。
  - ②ただし、延長した4年の間に受けた贈与については、**合計100万円**までは相続財産に加算しない。
- 【適用時期】令和6年以後の贈与から**(実質的に影響が出るのは**令和9年以後**。加算期間が7年になる完全移行は**令和13年以後**)

<改正前>



《実務上のポイント》  
・延長された期間の控除額(合計100万円)は年間ではなく**延長された期間全体の控除額**に注意

<改正後>

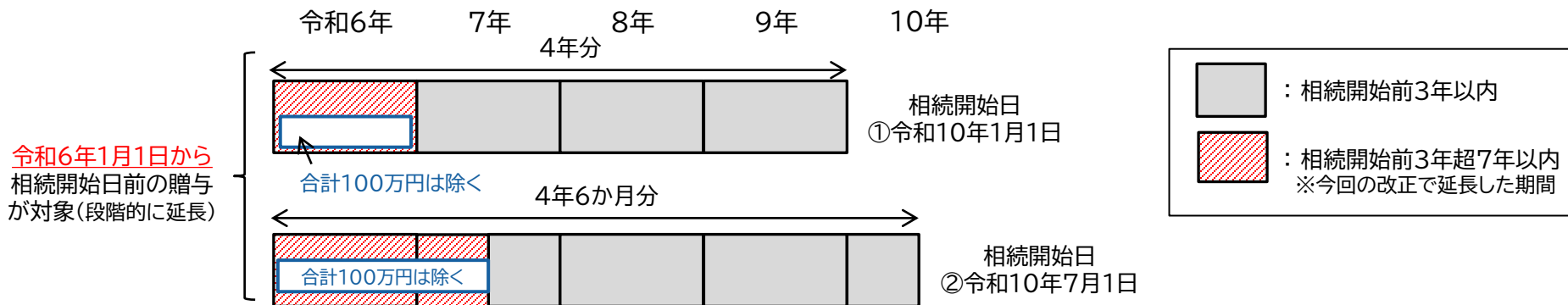


<適用時期>

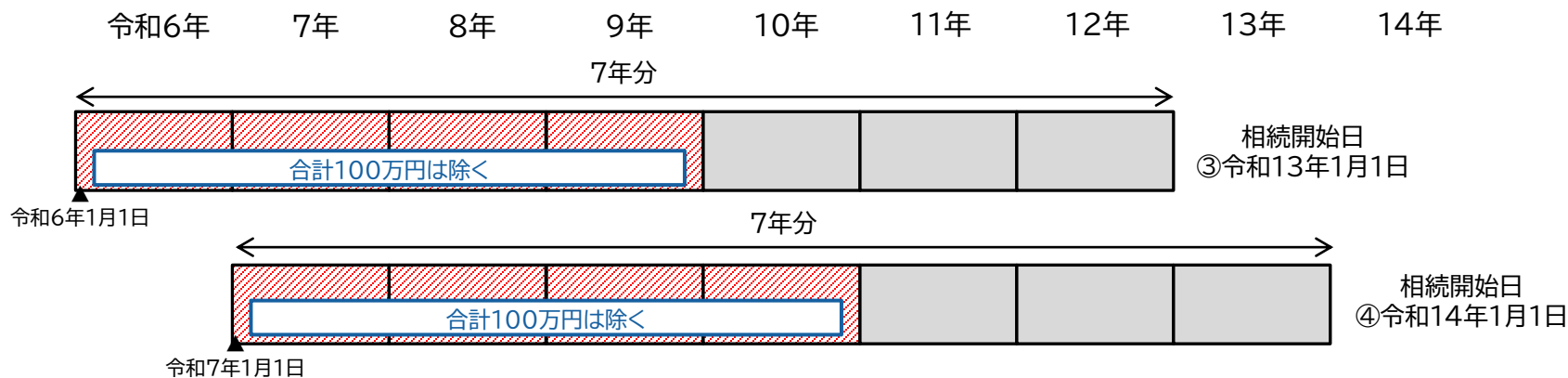
相続開始日	加算期間
～令和8年12月31日	3年以内加算 (改正前のとおり)
令和9年1月1日 ～12年12月31日	3年超～7年未満加算 (経過措置期間)
令和13年1月1日～	7年以内加算 (完全移行後)

# 生前贈与加算の加算期間の延長②

## <経過措置期間(3年超～7年未満加算)>



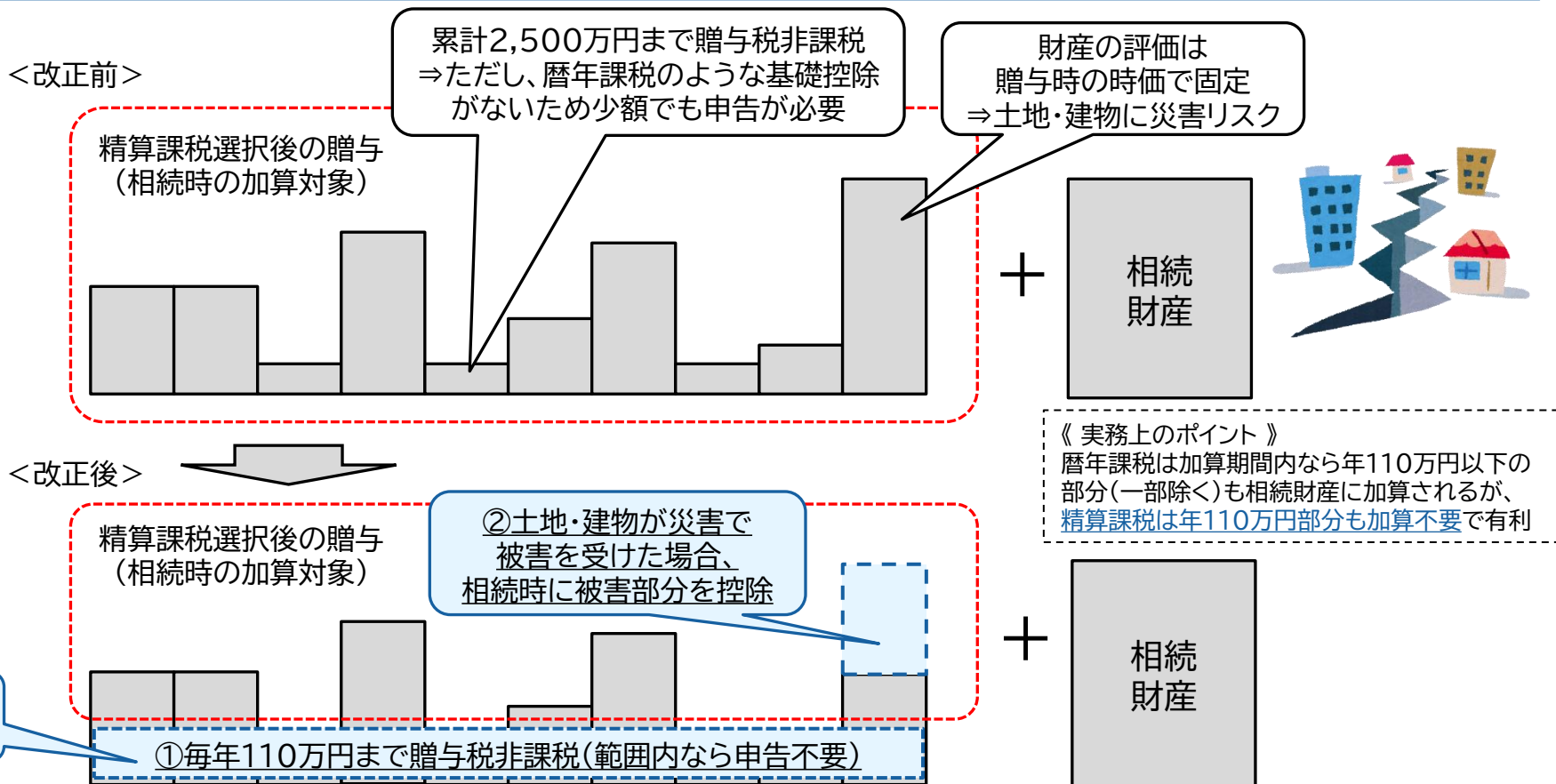
## <完全移行後(7年以内加算)>





# 相続時精算課税の少額非課税措置等の導入①

- ①相続時精算課税制度の利用促進のため、制度選択後の贈与のうち毎年110万円までは課税しない。
  - ②受贈した土地・建物が災害による被害を受けた場合は、相続時に被害部分を控除する。
- 【適用時期】令和6年1月1日以後



# 相続時精算課税の少額非課税措置等の導入②

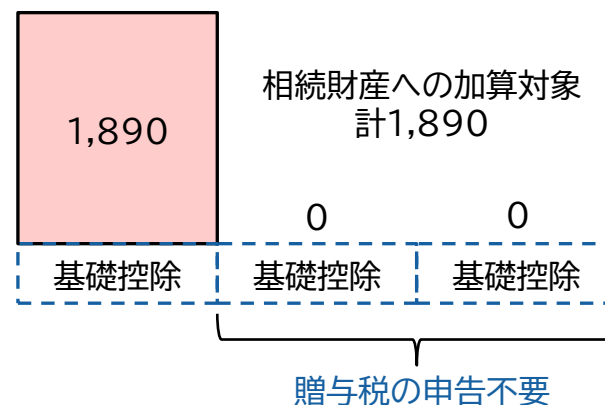
<具体例>

	イベント	改正前		改正後	
		計算式 ※特別控除は累計2,500万円まで	贈与税 の申告	計算式 ※特別控除は累計2,500万円まで	贈与税 の申告
1年目	精算課税を選択 2,000万円贈与	2,000万円－特別控除2,000万円＝0円	必要	①2,000万円－ <b>基礎控除110万円</b> ＝1,890万円 ②1,890万円－特別控除1,890万円＝0円	必要
2年目	110万円贈与	110万円－特別控除110万円＝0円	必要	110万円－ <b>基礎控除110万円</b> ＝0円	不要
3年目	110万円贈与	110万円－特別控除110万円＝0円	必要	110万円－ <b>基礎控除110万円</b> ＝0円	不要
4年目	相続開始年	【相続財産への加算対象】 2,000万円＋110万円＋110万円＝2,220万円		【相続財産への加算対象】 <b>1,890万円＋0円＋0円＝1,890万円</b>	

<改正前>



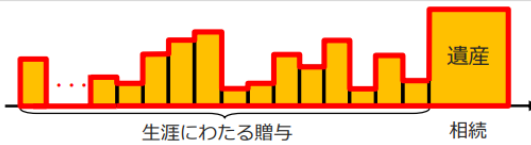
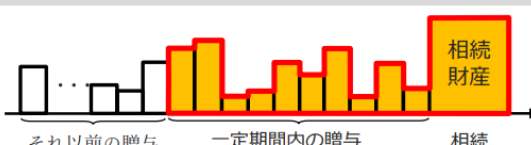
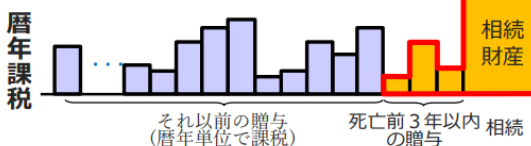
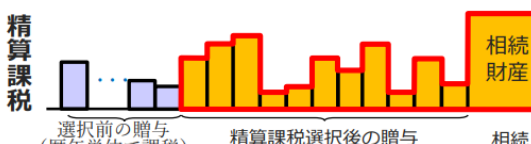
<改正後>



# (参考)「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」

【方向性】生前贈与でも相続でも資産移転の時期にかかわらず中立的な税制(税負担が一定)を目指すべき

## <日本と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較>

<p>米 (遺産課税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>生涯にわたる贈与 相続</p> <p>に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額(納付済の税額)は遺産税額から控除</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的</b></p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、②一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>それ以前の贈与 一定期間内の贈与 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は相続税額から控除</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的</b></p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系で、②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p>  <p>暦年課税 それ以前の贈与(暦年単位で課税) 死亡前3年以内の贈与 相続</p> <p>に相続税を課税</p> <p>※死亡前3年間の贈与に対応する税額(納付済の実額)は相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的でない</b></p>
<p>日本 (精算課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系だが、②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>精算課税 選択前の贈与(暦年単位で課税) 精算課税選択後の贈与 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済の実額)は相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>選択後は生前贈与と相続で税負担が一定</p> <p>資産移転の時期に <b>中立的</b></p>

## <令和5年度税制改正の結果>

【暦年課税】  
生前に分割して贈与する場合、相続税より低い税率になり中立的でないことも  
⇒ **生前贈与加算の加算期間を7年に**

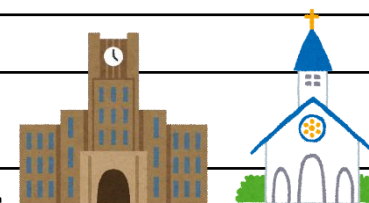
【相続時精算課税制度】  
中立的だが少額贈与も申告義務が必要など使い勝手が悪く利用件数が少ない  
⇒ **毎年110万円の非課税措置等を導入**

【出典】政府税制調査会「第2回 相続税・贈与税に関する専門家会合(令和4年10月21日)資料」

# 教育資金一括贈与非課税制度等の延長

直系尊属から受ける資金の一括贈与非課税制度について、**一部見直し**をした上で、教育資金が**3年**、結婚・子育て資金が**2年延長**される。

区分		教育資金一括贈与非課税制度		結婚・子育て資金一括贈与非課税制度	
適用期間		令和5年3月31日まで→ <b>令和8年3月31日まで</b>		令和5年3月31日まで→ <b>令和7年3月31日まで</b>	
贈与者		直系尊属(親や祖父母)			
受贈者	年齢条件	子・孫(0歳～30歳)		子・孫(18歳～50歳)	
	所得制限	合計所得金額1,000万円以下			
対象費用の例		入学金、授業料、塾、習い事		挙式費用、新居の住居費、引越し費用 不妊治療費、出産費用、子の医療・保育費	
非課税限度額		1,500万円		1,000万円	
贈与者死亡時	残額の取扱い	原則		残額すべてが相続税の課税対象	残額すべてが相続税の課税対象
		23歳未満、学生等	<b>贈与者に対する相続税の課税価格の合計が5億円超</b>		
	上記以外		課税対象外		
	2割加算	孫等への2割加算あり			
契約終了時	残高の取扱い	<b>贈与税の一般税率</b> で贈与税を計算 ※改正前:特例税率が適用可能			

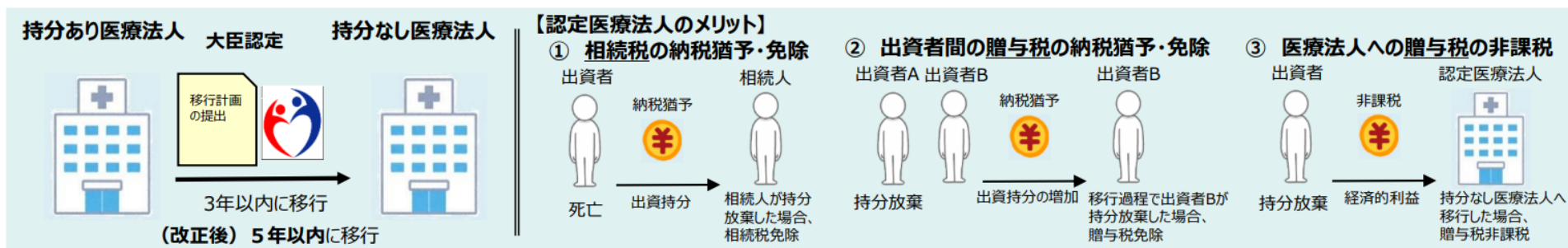


《留意点》  
次の適用期限到来時に、**利用件数や利用実態等を踏まえて**制度のあり方について検討(結婚・子育て資金は廃止も含めて検討)される予定

# 医業継続に係る納税猶予等の特例の延長

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の移行期限が、移行計画の認定の日から起算して、**5年**(改正前:3年)を超えない範囲内に見直され、適用期限が**令和8年12月31日まで3年3月延長**される。

- 平成26年度の医療法<sup>(※)</sup>改正により、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると厚生労働大臣から認定を受けた「認定医療法人」に対して、**出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の特例措置**が導入された。更に、平成29年10月からは、**出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置**も導入された。(大臣認定の後、3年以内に移行)
- 現行の制度は令和5年9月末までの措置であるため、**当該措置を令和8年12月末まで延長**する。
- また、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができずに、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在するため、更なる移行促進のため、**移行期限を5年以内に緩和**する。



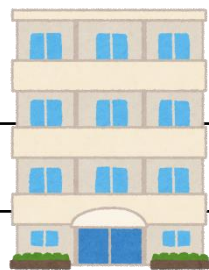
【出典】厚生労働省「令和5年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)」

# 長寿命化マンションの固定資産税特例の創設

建築から長い年数が経過したマンションの急増を見据え、管理組合に必要な積立金を確保し、マンションの長寿命化のための大規模修繕工事の実施を促すため、**固定資産税を減額**する特例措置が創設される。

## <要件>

①	築後20年以上が経過
②	10戸以上のマンション
③	長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施
④	長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保 ※積立金を一定以上に引き上げ、「管理計画の認定」を受けていること等
⑤	令和5年4月1日～令和7年3月31日の間に長寿命化工事を実施
⑥	マンションの区分所有者が市町村に申告



## <特例措置>

対象者	各区分所有者
対象年度	工事完了年の翌年度分
対象部分	固定資産税額の建物部分100㎡まで
減額割合	1/6～1/2の範囲内(1/3を参酌) ※市町村の条例で定める

長寿命化工事 = 屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事

【出典】国土交通省「令和5年度国土交通省税制改正概要」をもとに作成

# 先端設備導入による固定資産税特例の創設①

償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした2年間の特例措置が創設される。

	旧制度	新制度	
対象者	先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等		
取得時期	令和5年3月31日までの間⇒ <u>適用期限をもって終了</u>	<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間</u>	
適用要件	工業会の証明書	年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された設備に限定 ※認定経営革新等支援機関の確認	
対象設備	○機械装置:160万円以上 ○器具備品:30万円以上	○測定工具・検査工具:30万円以上 ○建物附属設備:60万円以上※ ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く。	
	○構築物:120万円以上 ○事業用家屋:一定のもの	<b>対象外</b>	
減免割合	3年間:最大100% ※負担は基本ゼロ	原則	<u>3年間:1/2</u>
		賃上げ表明要件を満たす場合	<u>4年間または5年間:2/3</u> ※負担は1/3に

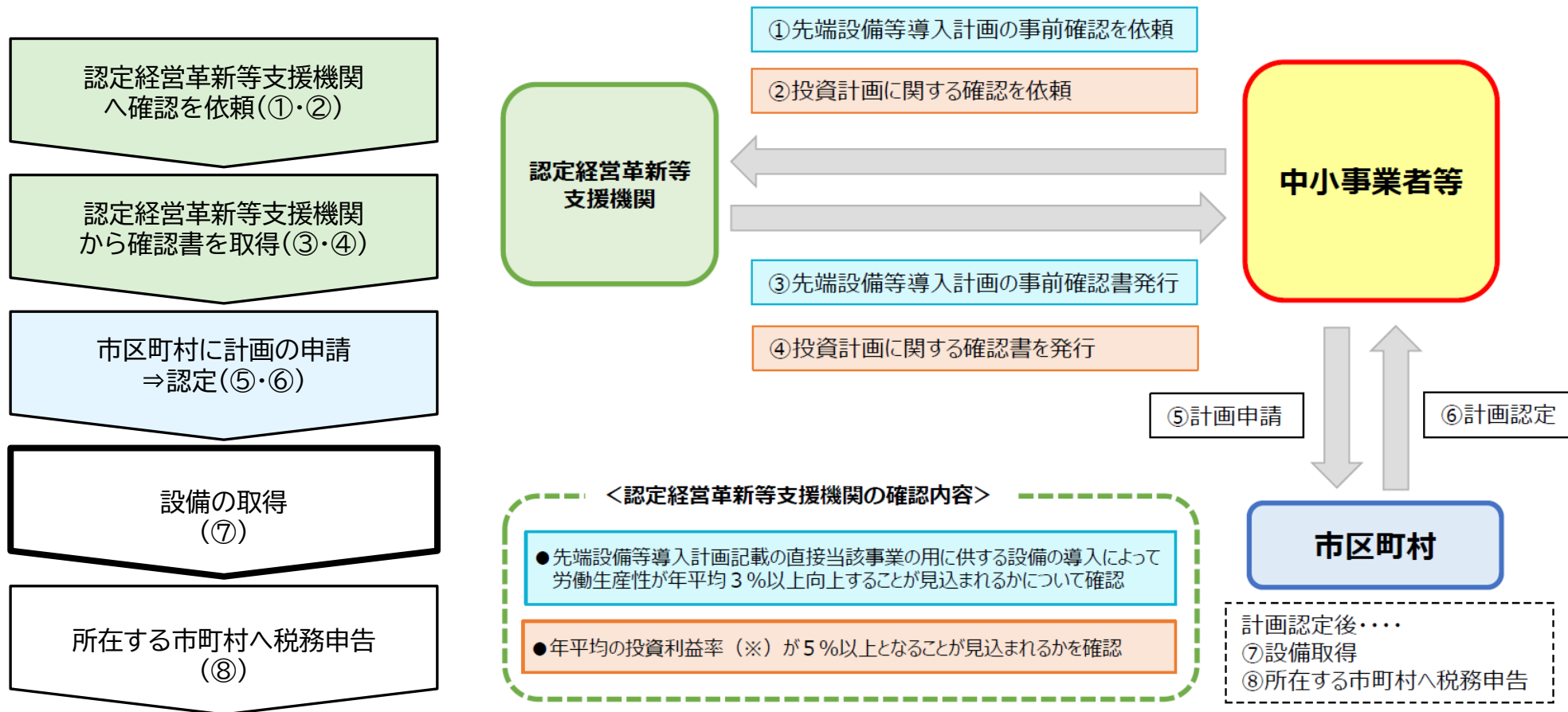
※賃上げ表明要件:賃金の増加割合を1.5%以上とすることを計画に位置づけ、労働者に賃上げを表明したことの証明書を計画に添付し、市町村の認定を受ける。

《 実務上のポイント 》

旧制度は中小企業経営強化税制のA類型と同様に工業会の証明書が必要だったが、新制度は投資利益率要件となり、「B類型」に近い制度となっている。

# 先端設備導入による固定資産税特例の創設②

< 手続の流れ (1) 投資利益率の確認と計画申請 >

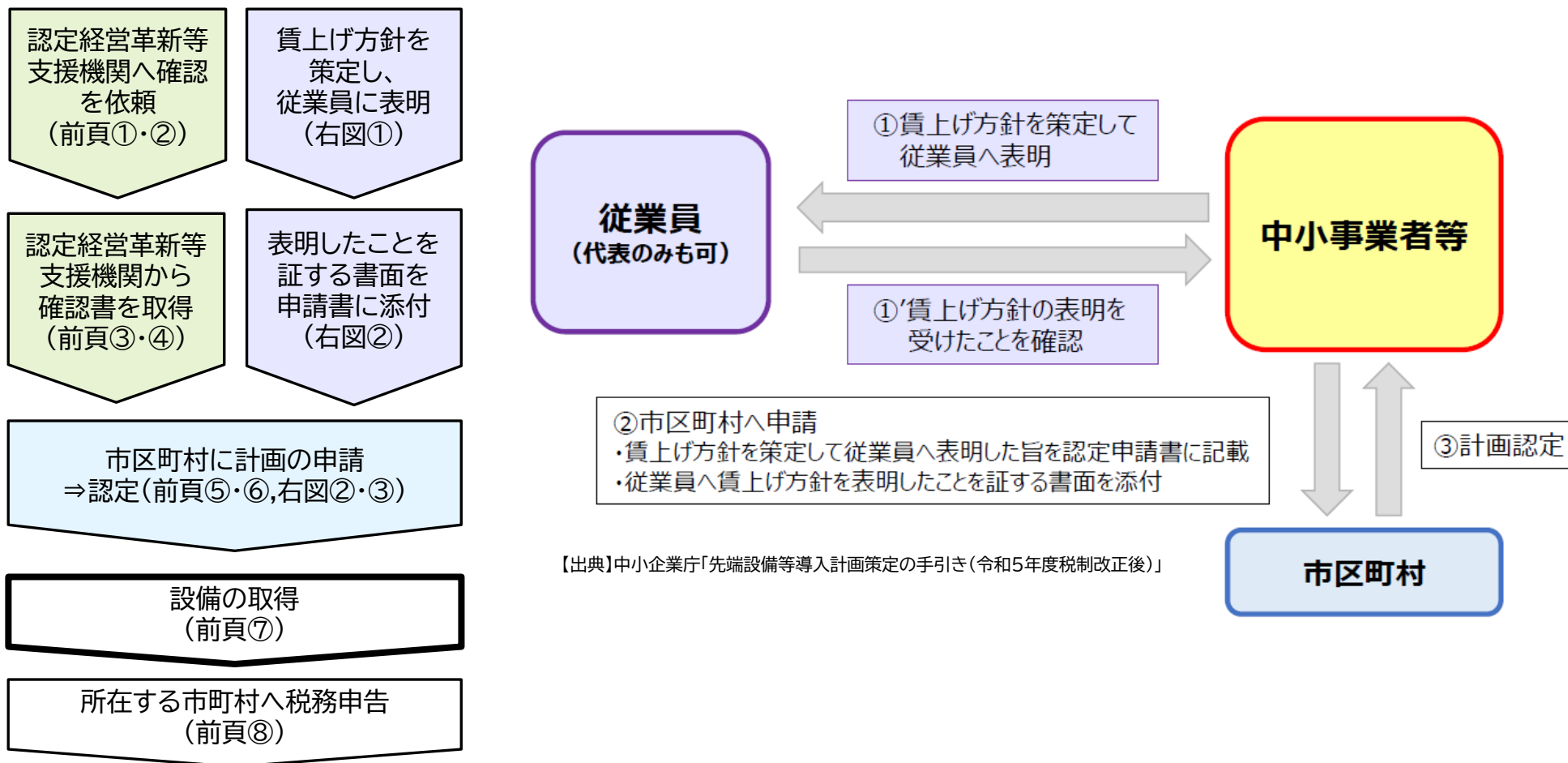


【出典】中小企業庁「先端設備等導入計画策定の手引き(令和5年度税制改正後)」



# 先端設備導入による固定資産税特例の創設③

< 手続の流れ (2) 賃上げ方針の表明もする場合 >



# 先端設備導入による固定資産税特例の創設④

【留意点】設備の取得時期



先端設備等は、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが**必須**。全体のスケジュール管理に注意。

中小企業経営強化税制の「経営力向上計画」のように、**設備取得後に計画申請を認める特例はない**点に注意。

【出典】中小企業庁「先端設備等導入計画策定の手引き(令和5年度税制改正後)」

# 先端設備導入による固定資産税特例の創設⑤

< 中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制との関係 >

設備の種類 (価額要件)	ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)	
支援 措置	国税	<p><b>【中小企業経営強化税制】 ⇒延長（2年）</b> 即時償却又は税額控除10%（※7%）</p> <p>生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p>			
		<p><b>【中小企業投資促進税制】 ⇒延長（2年）</b> 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用</p>			
	地方税	<p><b>【生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 ⇒新設</b> 計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 計画中に賃上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を1/3に軽減</p>			

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

【出典】経済産業省「令和5年度(2023年度)経済産業関係 税制改正について」

# 中小企業の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(15%)が2年延長される。

対 象	所得区分	税 率	
		本 則	特 例
大法人 (資本金1億円超)	—	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下)	年800万円超	23.2%	—
	年800万円以下	19%	15%

<改正前>

令和5年3月31日までに開始する事業年度まで

<改正後>

令和7年3月31日までに開始する事業年度まで

# 中小企業経営強化税制・投資促進税制の見直し①

中小企業経営強化税制と中小企業投資促進税制の一部が見直され、適用期限が令和7年3月31日まで2年延長される。※個人事業者も同様

制度	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物附属設備(60万円以上)</li> <li>○機械装置(160万円以上)</li> <li>○工具(30万円以上)</li> <li>○器具備品(30万円以上)</li> <li>○ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機械装置(1台160万円以上)</li> <li>○測定工具・検査工具 (1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上)</li> <li>○一定のソフトウェア(1つ70万円以上、複数合計70万円以上)</li> <li>○普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)</li> <li>○内航船舶(取得価格の75%が対象)</li> </ul>
確認要件	<p>工業会等または経済産業局の確認 ※認定経営革新等支援機関のサポート</p>	—
税制措置	<p>即時償却または7%税額控除 ※資本金3,000万円以下:10%税額控除と選択</p>	<p>30%特別償却 ※資本金3,000万円以下:7%税額控除と選択</p>

## <改正の内容>

対象設備からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの※が除外

※中小企業経営強化税制は暗号資産マイニング業も同様のものを除外

### 《 実務上のポイント 》

・令和4年度税制改正の「足場節税」や「ローン節税」の規制に続き、今回は節税のため副業的に行われていた、いわゆる「コインランドリー節税」や「マイニング節税」が規制された。



# 中小企業経営強化税制・投資促進税制の見直し②

<除外されるコインランドリー業等の範囲>

コインランドリー業や暗号資産マイニング業 を <b>主要な事業</b> ①として行うもの	<b>左記以外(主要な事業①に該当しないもの)</b>	
	右記以外	<b>その管理のおおむね全部を 他の者に委託するもの②</b>
対象	対象	対象外

質問	回答
①「 <b>主要な事業</b> 」にはどのようなものが該当するのか。	<p>継続的に自社の経営資源を活用し、現在行っている事業または今後行う予定の事業や、これらの事業に付随して行う事業が該当します。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>自社の役員や従業員の多くが携わっている事業</u></li> <li>・<u>既存事業に加えて新規事業として自社の土地や建物を活用して行う事業</u></li> <li>・<u>ある主要な事業を行う事業者がその利用者に向けたサービス提供のために行う事業</u></li> </ul> <p>※主要な事業は、一事業者の一つの事業に限られず、複数の事業が該当することもあります。          ※「経営資源」とは、事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能または知識(租税に関するものを除く)その他これらに準ずるものをいいます。</p>
②「 <b>その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの</b> 」には、どのようなものが該当するのか。	<p><u>事業の全体管理を含め、その事業の実施のための業務の全部を他の者に委託するもの</u>については該当します。<u>事業の全体管理や事業に係る業務の全部または一部を事業主、役員または従業員が実施している場合には該当しない</u>と考えられますが、<u>個別の管理の状況によっては該当する場合</u>もあります。</p>

【出典】中小企業庁「中小企業経営強化税制 Q&A集(ABCD類型共通)」

# 研究開発税制の見直し①

投資を増加させるインセンティブがより強化され、研究開発税制が令和7年度末まで3年延長される。

## <一般型>

※増減試験研究費割合 = (試験研究費 - 比較試験研究費) ÷ 比較試験研究費  
 ※試験研究費割合 = 試験研究費 ÷ 平均売上金額

※比較試験研究費 = 過去3年間の試験研究費の平均  
 ※平均売上金額 = 当期と過去3年間の売上高の平均

区分	原則	中小法人(中小企業技術基盤強化税制)
税額控除率	増減試験研究費割合に応じて1%(改正前:2%)~14%	増減試験研究費割合に応じて12%~17%
上乗せ	試験研究費割合10%超:最大+10%	
控除上限	原則:法人税額×25%	
上乗せ	①試験研究費割合10%超:最大+10% ※①②の大きい方 ②【追加】増減試験研究費割合に応じて▲5%~+5%	①試験研究費割合10%超:最大+10% ※①または② ②増減試験研究費割合12%超(改正前:9.4%):+10%
	売上2%以上減少、かつ、試験研究費増加(コロナ特例):+5%⇒ <b>廃止(令和4年度末まで)</b>	
控除上限(最大)	法人税額×35%(改正前:40%)	

## <オープンイノベーション型>

①	研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象を大幅に拡大:税額控除率25%
②	博士号取得者や一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した人件費も対象に:税額控除率20%

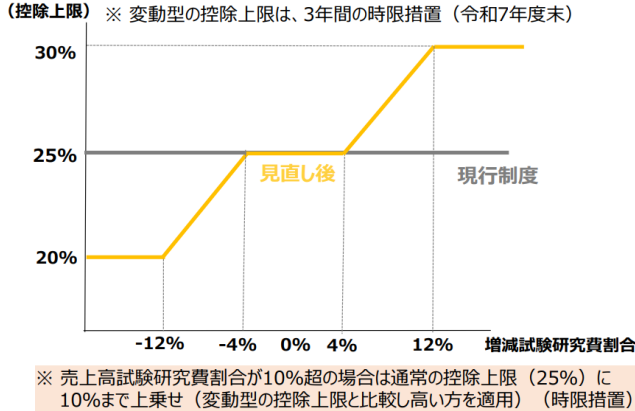
## <試験研究費の範囲>

①	「既に有する大量の情報(既存ビッグデータ)を活用したサービス開発」も対象
②	「考案されるデザインに基づく設計・試作のうち性能向上を目的としないものに要する費用」が除外

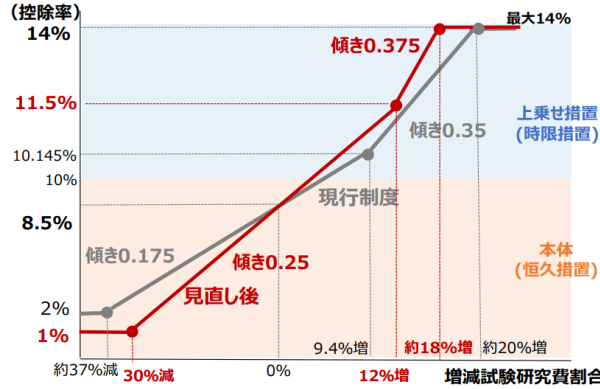
# 研究開発税制の見直し②

<一般型(原則)のイメージ>

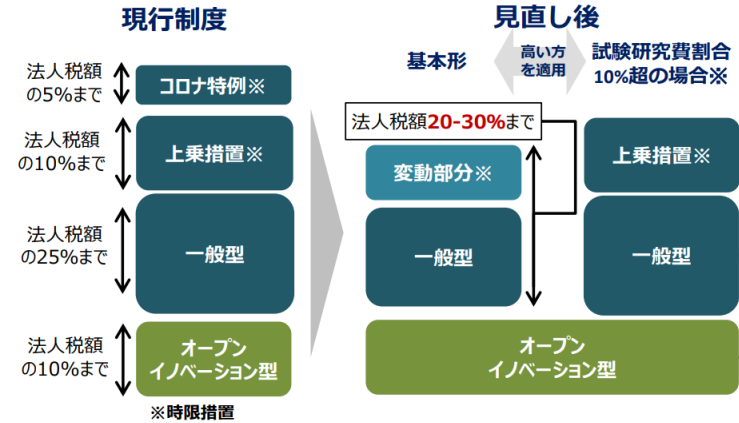
## ① 控除上限のインセンティブ強化



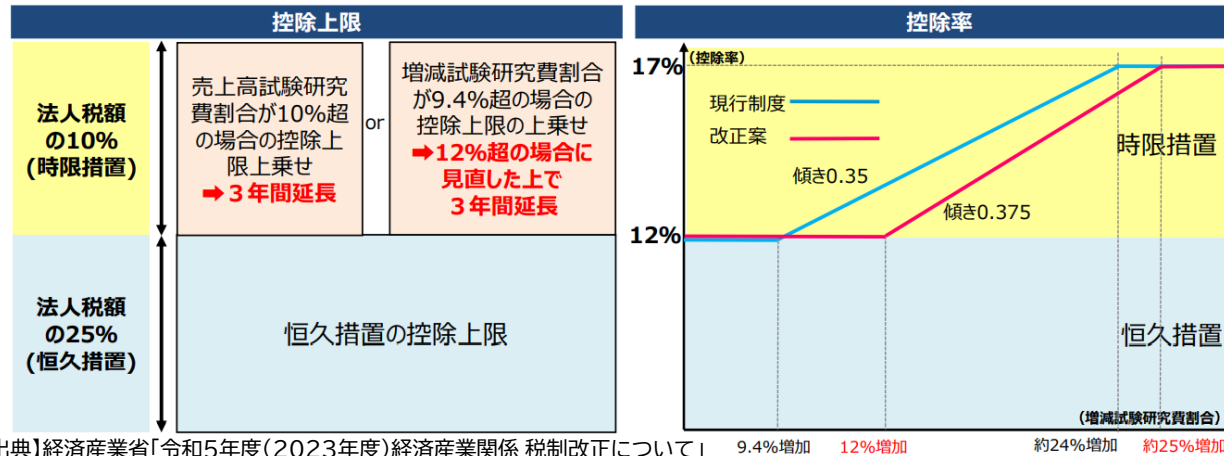
## ② 控除率のインセンティブ強化



<控除上限の全体像>



<中小企業技術基盤強化税制のイメージ>





# 地域未来投資促進税制の見直し

地域未来投資促進税制について、次の見直しが行われた上で令和6年度末まで2年延長される。

- ① 上乗せ措置に支援対象を追加(対象事業の付加価値3億円以上かつ対象企業の過去2年平均の付加価値50億円以上)
- ② 主務大臣の確認要件の見直し(設備投資額が前年度減価償却費の20%以上など)

【出典】経済産業省「令和5年度(2023年度)経済産業関係 税制改正について」

改正概要 【適用期限：令和6年度末まで】

## 地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ① 地域の特性の活用 ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

## 課税の特例措置（国の確認）

- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

### 【通常類型】

- ・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

### 【サプライチェーン類型】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ 連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については連結財務諸表における減価償却費を用いる。

## 課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

## 税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

## 〈上乗せ支援の要件〉

現行の上乗せ要件⑥（ア）に新たな上乗せ要件⑥（イ）を追加し、支援対象を拡充

要件⑥（（ア）または（イ））と要件⑦を満たすこと

⑥（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上

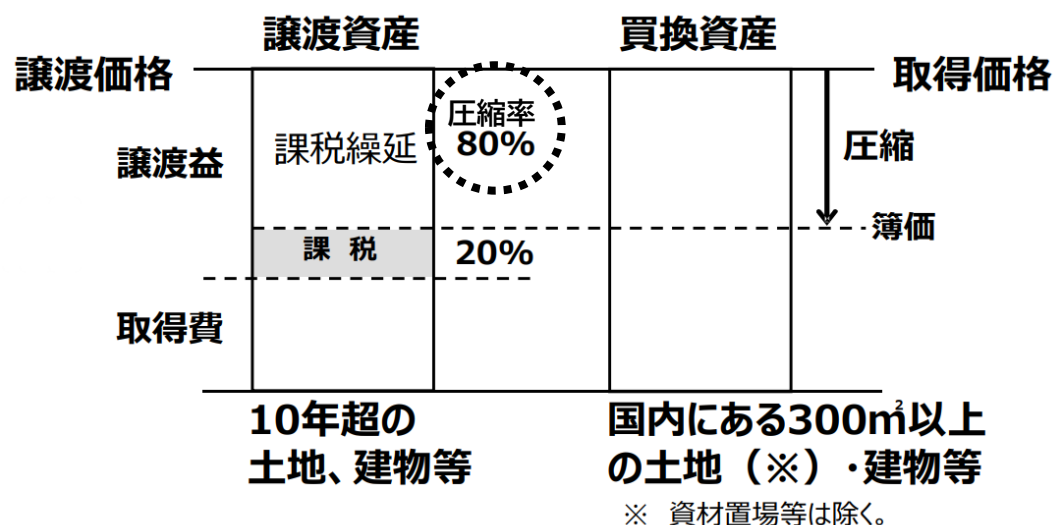
⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外。

# 特定事業用資産の買換え特例の見直し①

特定事業用資産の買換え特例について、次の見直しが行われた上で**3年延長**される。  
 (1)「長期保有(10年超)の土地・建物等から国内の土地・建物等への買換え(4号買換え)」について、「**本社**」を移転する場合の**圧縮率**をメリハリをつけて見直し  
 (2)「既成市街地等の内から外への買換え(1号買換え)」を適用対象から**除外**

<(1)の買換え特例のイメージ>



<(1)の圧縮率>

区分	その他 ※改正なし	本社の移転	
		改正前	改正後
東京23区⇒外	80%		90%
原則			80%
外⇒三大都市圏等	75%		75%
外⇒東京23区	70%		60%

※「外」:三大都市圏等以外の地域

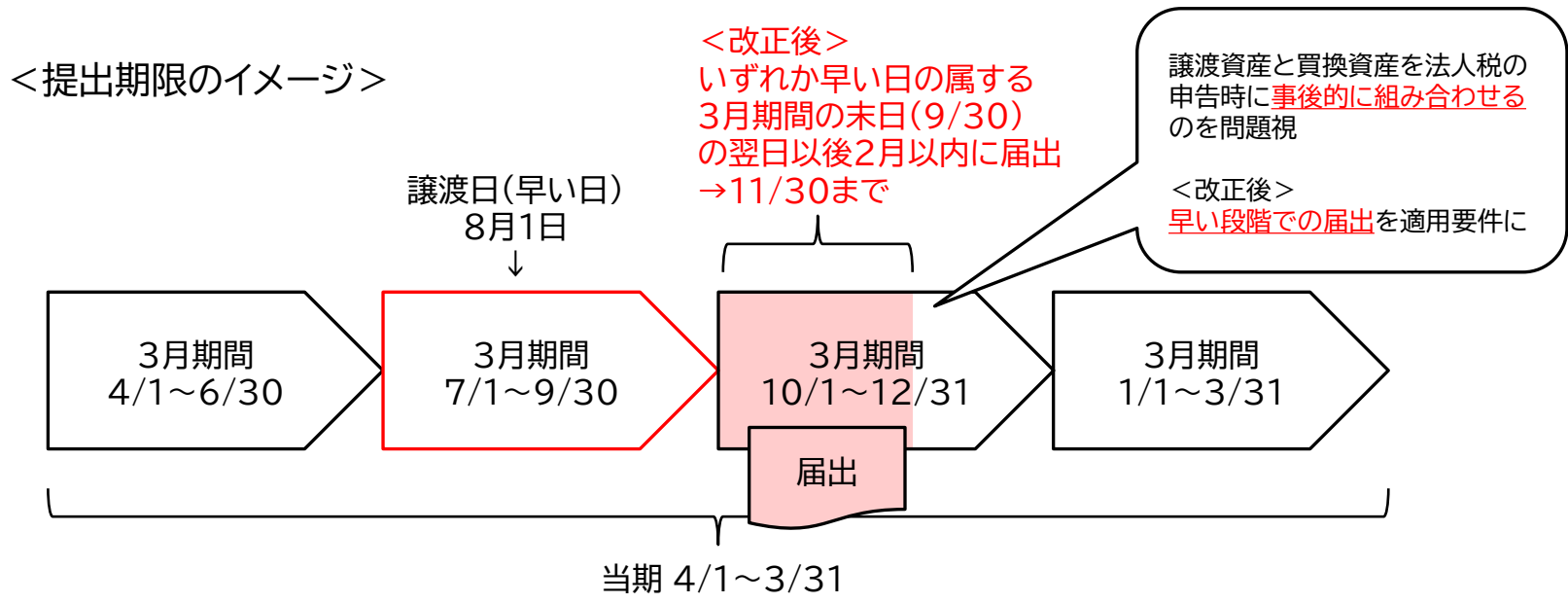
本社の東京一極集中を防ぐ改正に

【出典】国土交通省「令和5年度国土交通省税制改正概要」をもとに作成

# 特定事業用資産の買換え特例の見直し②

- (3) 適用要件に、次の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出することを追加
- ・買換え特例の適用を受ける旨
  - ・適用を受けようとする措置の別
  - ・取得予定資産または譲渡予定資産の種類等

提出期限:「譲渡資産を譲渡した日」または「買換え資産を取得した日」のいずれか早い日の属する3月期間(その事業年度をその開始の日から3月ごとに区分した各期間)の末日の翌日以後2月以内

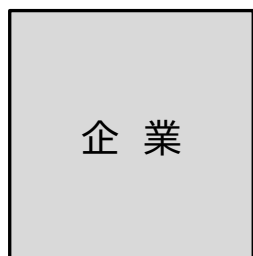


# 学校法人設立準備法人への寄附の全額損金算入

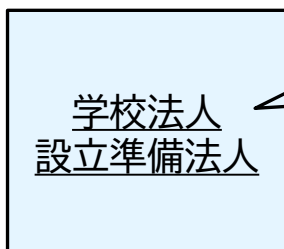
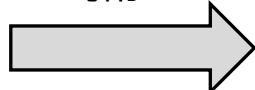
学校法人設立準備法人が早期から寄附金の募集を可能とし、スピード感をもって学校経営を進めるために、設立費用として企業が支出する寄附金を全額損金算入可能とする制度が設けられる。

【適用期間】学校法人設立準備法人から財務大臣に届出があった日から令和10年3月31日までの支出

<イメージ>



寄附金



大学、高等専門学校、一定の専門学校を設置する学校法人または準学校法人の設立を目的とする法人



<企業による先導的人材投資(税制面)>

全額損金算入

<改正後>  
個別審査を不要に(財務大臣が「指定寄附金」として事前に指定)  
⇒早期から寄附金の募集可能に

<改正前>  
企業が寄附をした場合、次の①または②  
① 一般寄附金: 損金算入限度額あり  
② 指定寄附金: 全額損金算入(個別に審査が必要)  
⇒問題点: 早期から寄附金の募集がしにくい

税制上の対応

☆学校法人設立準備法人への寄附の全額損金算入(本制度)
☆研究開発税制(オープンイノベーション型)で博士号取得者等の人件費も対象に
☆DX投資促進税制でデジタル人材の育成・確保を促すため、人材投資・確保等に関連する事項を要件に

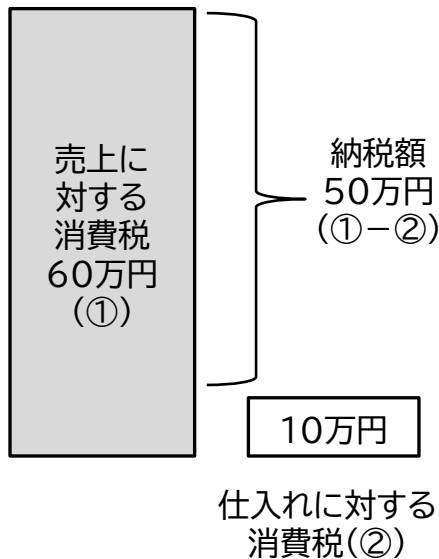
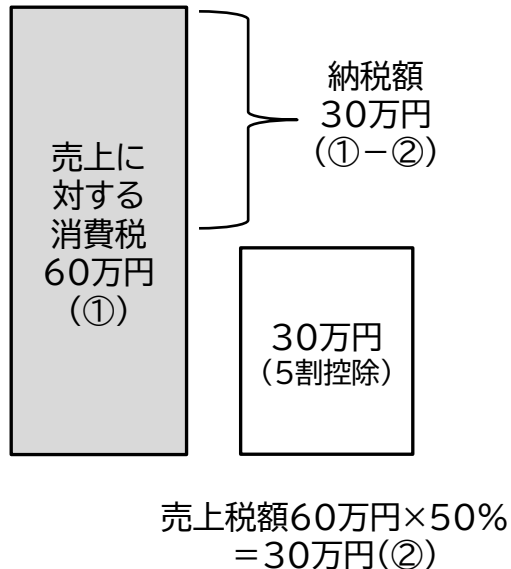
## インボイス制度導入円滑化のための措置①

## (1) 小規模事業者の負担軽減措置(2割納税)

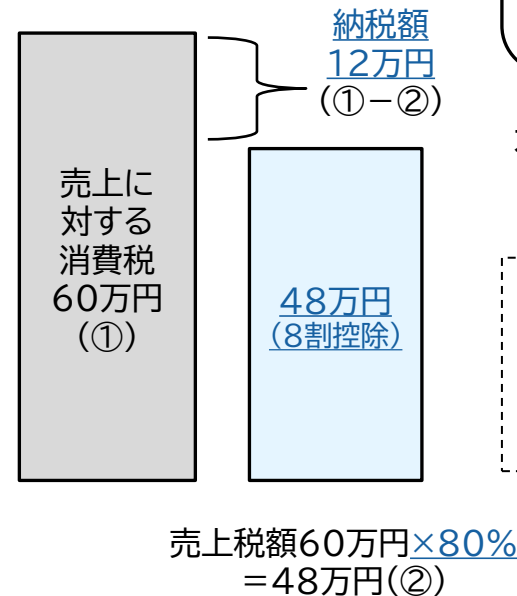
免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置が3年間(令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間)設けられる。

(例)売上660万円(うち消費税60万円)、仕入れ110万円(うち消費税10万円)

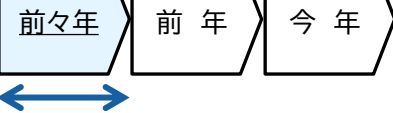
## 選択肢(1) 本則課税

選択肢(2) 簡易課税  
(例: 第五種事業)

## 選択肢(3) 2割納税



基準期間の課税売上高が1,000万円以下が対象者



本則課税より38万円有利  
簡易課税より18万円有利

## 《実務上のポイント》

- ・卸売業(第一種事業:90%)以外の業種は選択肢(3)2割納税が有利
  - ・事前の届出は不要(確定申告書にその旨を付記するだけ)
- ⇒簡易課税よりさらに事務負担軽減

# インボイス制度導入円滑化のための措置②

## (2) 中小事業者等の事務負担軽減措置(少額特例)

中小事業者等の事務負担の軽減の観点から、令和5年10月1日から6年間、**税込み1万円未満の課税仕入れ**について、**帳簿のみ**で仕入税額控除が可能となる(インボイスの保存不要)。

## (3) 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

振込手数料相当のような少額の値引き等を行った際にも「**返還インボイス**」の交付義務があるが、事業者の実務に配慮し、令和5年10月1日以後の**税込み1万円未満の値引き等は交付不要**となる。

### (2)の対象範囲

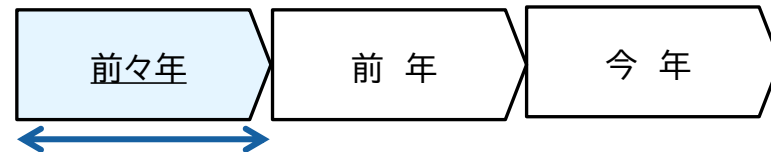
取引金額	1万円未満		1万円以上
	中小事業者等※	大企業	
改正前			インボイス必要
改正後	インボイス不要(6年間)		

### (3)の対象範囲 ※返還インボイス:値引き等の金額や消費税額等を記載した書類

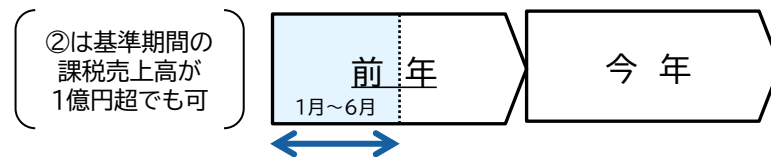
値引き等	1万円未満		1万円以上
	改正前		
改正後	返還インボイス不要(全ての事業者)		

※(2)の「中小事業者等」=①または②

① 基準期間の課税売上高が1億円以下



② 特定期間(前年または前事業年度の開始日以後6か月の間の期間)の課税売上高が5,000万円以下

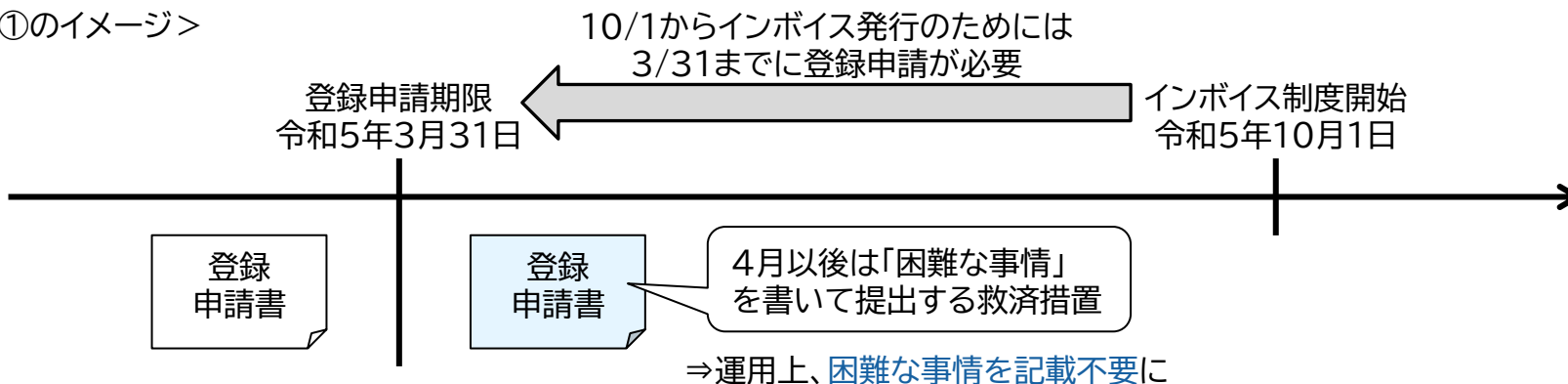


# インボイス制度導入円滑化のための措置③

## (4) インボイス発行事業者登録制度の見直し

	改正の内容
①	令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があるが、申請期限後(令和5年4月1日以後)も「困難な事情」を書いて申請することで10月1日に登録したものとみなす救済措置が設けられている。 ⇒運用上、「 <u>困難な事情</u> 」を記載不要に
②	免税事業者が「課税期間の初日」から登録を受けようとする場合、その課税期間の初日から起算して「 <u>15日前の日まで</u> (改正前:1か月前まで)」に申請書を提出 ※実際に登録完了した日が、課税期間の初日「後」であっても、「課税期間の初日」に登録を受けたものとみなされる。 ※登録を取消す場合の届出書の提出期限も同様に見直し
③	経過措置により、令和5年10月2日以後に登録を受けようとする免税事業者は、登録申請書に「 <u>登録希望日</u> (提出日から15日以後の日)」を記載 ※実際に登録完了した日が、登録希望日「後」であっても、「登録希望日」に登録を受けたものとみなされる。

<①のイメージ>



# 電子帳簿等保存制度の見直し

国税帳簿関係書類の電子化を一層進めるため、事業者等における経理の電子化の実施状況や対応可能性、適正な課税の確保の観点での必要性等を考慮しつつ、次のとおり見直される。

【適用時期】令和6年1月1日以後

項目	改正前	改正後
電子取引のデータ保存制度	<p>&lt;原則&gt; 検索要件等を満たして電子データ保存 ※売上高1,000万円以下の事業者は要件緩和</p>	<p>&lt;原則&gt; 検索要件等を満たして電子データ保存 ※<u>売上高5,000万円以下等</u>の事業者は要件緩和</p>
	<p>&lt;2年間の経過措置(～令和5年)&gt;  出力書面(印刷した紙)による保存可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署長が「やむを得ない事情」があると認める場合</li> <li>・出力書面の保存</li> <li>・出力書面の提示・提出の要求に応じる場合</li> </ul>	<p>&lt;新たな猶予措置(令和6年～)&gt;</p> <p>電子データの検索要件等が<u>不要</u>に <span style="color: red;">★電子データの保存は必須</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署長が「<u>相当の理由</u>」があると認める場合</li> <li>・出力書面と<u>電子データの保存</u></li> <li>・出力書面の提示・提出と<u>電子データのダウンロード</u>の要求に応じる場合</li> </ul>
スキャナ保存制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①解像度・階調・大きさに関する情報を保存</li> <li>②書類の記録事項の入力者等情報の確認が必要</li> <li>③すべての保存書類と帳簿の相互関連性が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保存要件⇒<u>廃止</u></li> <li>②確認要件⇒<u>廃止</u></li> <li>③契約書・領収書等の<u>重要書類に限定</u></li> </ul>
優良な電子帳簿の過少申告加算税の軽減措置	<p>対象帳簿の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕訳帳</li> <li>・総勘定元帳</li> <li>・「その他必要な帳簿(補助簿すべて)」</li> </ul>	<p>対象帳簿の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕訳帳</li> <li>・総勘定元帳</li> <li>・「<u>必要な一定の事項が記載された帳簿</u>」に限定 例:手形帳、売掛帳、買掛帳、売上帳、仕入帳、固定資産台帳</li> </ul>

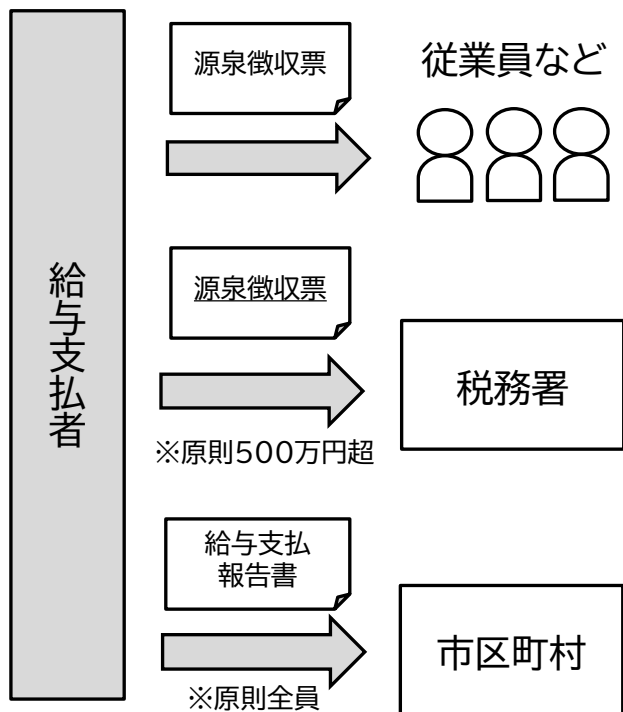


# 源泉徴収票の提出方法・電子交付手続の見直し

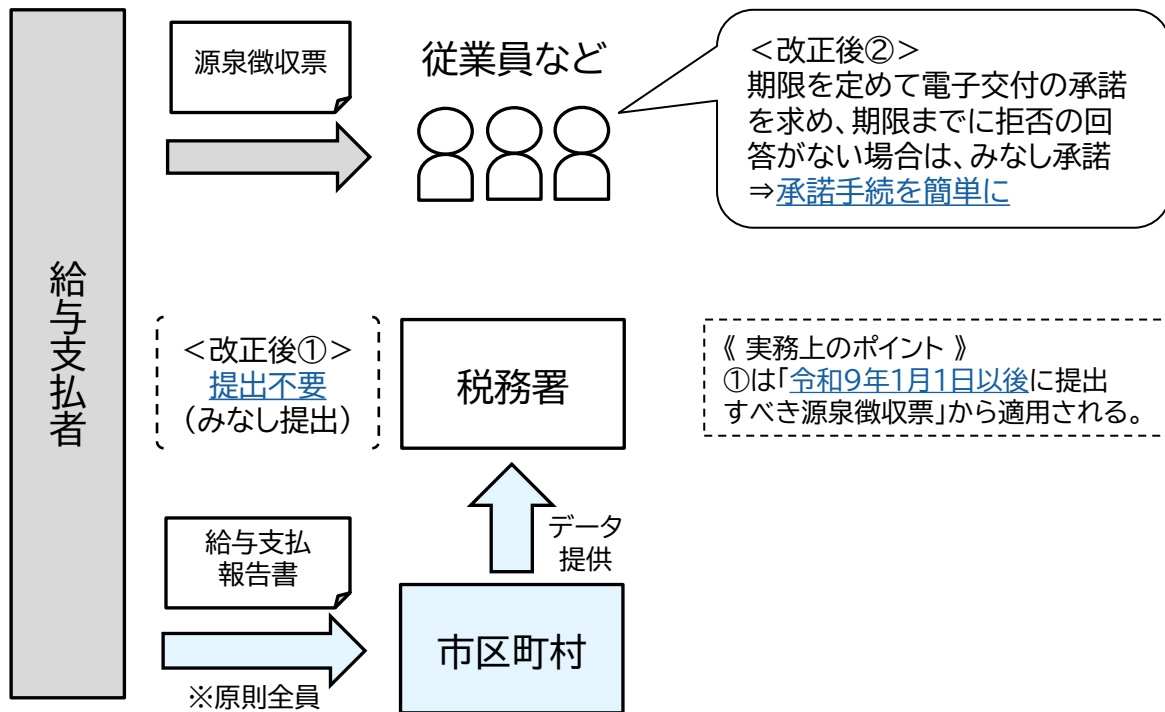
源泉徴収票の提出方法・電子交付手続が次のとおり見直される。

- ①源泉徴収票の提出範囲が「給与支払報告書」にそろえて**拡大**され、市区町村へ給与支払報告書の提出があった場合、税務署に源泉徴収票の提出があったものとみなされる(**提出不要**)
- ②源泉徴収票や給与明細を電子交付するために必要な従業員の**承諾手続を簡素化**

<改正前>



<改正後>



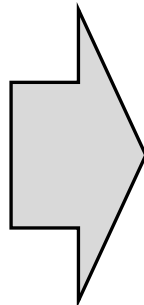
# 個人事業者等の各種届出書の簡素化

個人事業者がその事業を開始し、または廃止した場合に行う届出書等の提出を「一括」で行えるよう、各届出書の記載事項の簡素化が行われる。

## <記載事項の簡素化>

対象書類	見直し時期
①個人事業の開業・廃業等届出書	令和8年～
②青色申告の取りやめ届出書(法人税も)	
③納期の特例承認申請書	令和9年～
④青色申告承認申請書(法人税も)	
⑤青色専従者給与届出書	
⑥給与支払事務所等の開設等届出書	

簡素化



(例)開業時

「一括」で届出・申請が可能に

- 開業の届出
- 青色申告承認申請
- 青色専従者給与届出
- 納期の特例承認申請
- 給与支払事務所等の開設届出

## <提出時期の見直し>

対象書類	改正前	改正後(令和8年～)
個人事業の開業・廃業等届出書	開業等の日から1月以内	開業等の日の属する年分の確定申告期限
青色申告の取りやめ届出書(法人税も)	やめようとする年の翌年3月15日まで	やめようとする年分の確定申告期限

確定申告書提出のタイミングで届出の提出も可能に

# 高額な無申告等への無申告加算税の加重措置

高額な無申告や一定期間繰り返し行われる無申告行為に対し、無申告加算税等の**加重措置**が設けられる。  
【適用時期】令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税



- 税への公平感を大きく損なう6つの事例
- ① 調査をするための接触を一切拒否された事例
  - ② 調査をするための接触を拒否し、その後所在不明となった事例
  - ③ 調査時に資料の提示・提出を拒否・遅延された事例
  - ④ 申告後に仮装隠ぺい行為が行われた事例
  - ⑤ 高額な所得を得ていながら無申告のままとしていた事例
  - ⑥ 長年にわたって無申告となっていた事例

【出典】政府税制調査会「第9回 納税環境整備に関する専門家会合(令和4年10月28日)資料」

⑤と⑥は今すぐ対応が必要

## (1) 高額な無申告への無申告加算税の加重措置



## (2) 連年無申告への無申告加算税等の加重措置



増差税額	50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超 (高額な無申告)
改正前	15%	20%	20%
改正後			30%

300万円以下の税額部分	無申告	仮装隠ぺい
	無申告加算税	重加算税(無申告)
改正前	15%(20%)	40%
改正後	25%(30%)※	50%※

※前年度と前々年度の国税について無申告加算税・重加算税が課される場合

# その他の改正項目

税目	項目	改正の内容	適用時期
所得税	医療用機器等の特別償却制度	対象機器を見直し ※法人税も	2年延長
資産税	土地・住宅税制	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置	3年延長
		買取再販で扱われる住宅の取得等に係る不動産取得税の特例措置	2年延長
		サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制(不動産取得税・固定資産税)	
		空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例	4年延長
		低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除	3年延長
法人税	株式交付の課税繰延べ特例	同族会社を利用した節税スキームを規制(課税の繰延べの対象外) ※所得税も	R5.10.1~
	スピノフ実施円滑化の税制措置	産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人に一部(20%未満)の持分を残すスピノフを適格株式分配に	R5.4.1~
	中小企業防災・減災投資促進税制	「耐震装置」を対象に追加。令和7年4月1日以後の特別償却率を16%に引下げ	2年延長
	DX投資促進税制	デジタル人材の育成・確保を促すため、人材投資・確保等に関連する事項を要件に	
印紙税	特別貸付けの消費貸借契約書	コロナ感染症等による特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置	1年延長
納税環境整備	年末調整関係書類の記載事項	電子化を推進するため、保険料控除申告書の「続柄」の記載を不要に	R6.10.1~
		前年の扶養控除申告書の内容に「異動がない旨」を記載することで個別の記載不要に	R7.1.1~
	税理士の懲戒処分等の公告方法	インターネット上でも懲戒処分等を行った旨を表示(従来は運用上の取扱い)	R6.4.1~
	税理士試験合格者の公告方法等	インターネット上でも表示。氏名ではなく受験番号を公告。全科目免除者の公告を廃止	
	償却資産税の課税対象	少額の減価償却資産のうち「貸付け(主要な事業を除く)の用に供した資産」を課税対象に ※令和4年度税制改正の「足場・ドローン節税規制」を踏まえた措置	(明確化)

# (参考) 令和5年に開始する過年度改正項目

税目	項目	改正内容	適用時期	改正年度
所得税	国外居住親族の扶養控除の制限	非居住者である扶養親族の範囲から、 <b>30歳以上70歳未満の者※が対象外</b> に ※留学生、障害者、年38万円以上の生活費 または教育費の受給者は引き続き対象	<b>令和5年1月1日</b> ～	令和2年度
	上場株式等の配当所得の「大口株式等」の要件の見直し	個人と「同族会社(50%超の株式保有)」との株式等保有割合の合計が3%以上の場合、配当所得は <b>総合課税</b> の対象に	<b>令和5年10月1日</b> ～	
源泉所得税	完全子法人株式等配当の源泉徴収の不適用	「完全子法人株式等」と「一部の関連法人株式等」に係る配当等については、所得税を課さず、 <b>源泉徴収を不要</b> に	<b>令和5年10月1日</b> ～	令和4年度
資産税	財産債務調書制度の提出義務者の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産債務調書の提出義務者に<b>総資産10億円以上の者</b>が追加</li> <li>・提出期限が緩和(<b>翌年6月30日</b>)</li> <li>・<b>記載省略</b>の範囲も拡大</li> </ul>	<b>令和5年分以後の財産債務調書</b> ※令和6年1月1日以後提出分	
納税環境整備	所得税、個人事業者の消費税の納税地の変更・異動手続の見直し	納税地の変更や異動の届出書→ <b>提出不要</b>	<b>令和5年1月1日</b> ～	